

おおの

議会だより

No. 142

平成16年 4月25日

発行

大野市議会事務局

<http://www.city.ono.fukui.jp/>

幼稚園児・保育園児の合同保育始まる



第331回 3月定例会

議案29件を可決・承認

―市会案1件も決議―

第三三一回定例市議会は、三月二日に開会され、理事者提出の議案二十九件と議員提出の市会案一件を審議しました。

初日は、会期を二十二日までの二十日間と定めた後、副議長の辞職に伴う選挙、各常任委員会・議会運営委員会の委員の選任、各特別委員会の委員の補充が行われました。

引き続き、平成十六年度の一般会計予算案など二十九議案が上程され、提案理由の説明が行われました。

九日には代表質問が行われ、常見悦郎（新政会）、竹内安江（清和会）の二議員が質問に立ちました。

引き続き一般質問が行われ、

幾山秀一（新政会）、山本鐵夫（清和会）、

榮正夫（日本共産党）の三議員が、

十日には、

兼井大（新政会）、宮澤秀樹（清和会）、

浦井智治（日本共産党）、松田信子（新政会）、

の四議員が、

十一日には、

畑中章男（新政会）、谷口彰三（清和会）、

藤堂勝義（公明党）、米村輝子（無党派）の四議員が、

それぞれ質問に立ちました。

質問終結後、十五年度一般会計補正予算など九議案の採決が行われ、いずれも原案のとおり可決・承認されました。

続いて、初日上程の残りの議案が所管の各委員会に付託された後、大野地区消防組合議会議員の辞職に伴う補欠選挙が行われました。

最終日の二十二日には各常任委員長報告の後、議案二十件の採決が行われ、いずれも原案のとおり可決されました。

続いて市会案一件が上程・採決され、議会での決議が行われた後、各特別委員長報告が行われ、閉会しました。

市政をきく 代表・一般質問から

○シビックセンターについて

・事業費と景観

問 亀山周辺整備基本計画では、三十一億八千万円を建設費としているが、基本設計からの移行時に財政的なことも勘案すべきでなかったか。

また外壁一面がすべてガラス張りであるが、景観と融合するのか。

答 シビックセンターは、市民が「集い」「遊び」「学びあう」ための文化の発信地と地域コミュニティの拠点であり、中心市街地の魅力の創出や文化・スポーツを含めた市民の高度な生きがい感をはぐくむ「学びの里」の拠点となることを目指している。基本設計で示しているように、建設費を三十一億八千万円を上限として、実施設計を行う

ている。

体育館や講堂などの壁面は、学校用の強化安全ガラスを使つた半透明な外壁としていて、これは北側からの均質な自然採光が得られ、省エネや鉄骨材にふさわしい軽量な外壁として、ほかの外壁材と比較しても耐久性に富み経済的である。

室内側には半透明なスクリーンを設け、断熱性と適度な遮光性にも配慮している。

普通教室や特別教室も同様に、透明または半透明なガラスのスクリーンを用いることで、昼は建物の外から、夜は建物の中から発光する障子のような柔らかな光環境が感じられるように考えている。

全体的な空間の特徴として、自然を取り込む軒下空間や幅広いぬれ縁といった半屋外的空間、欄間や地窓・ふすま・障子など伝統的な日本家屋の構成を取り入れて、大野の街並みや亀山の景観に最もマッチした和風的な美しい建物になると確信している。

・設計協議の内容と経緯

問 平成十四、十五年度と二年継続で設計委託を行ったが、詳細な内容については議会に示されていない。もっと早く設計を進めて、説明すべきでなかったか。設計者との協議内容や経緯等を聞きたい。

答 設計業務は十四年十二月に契約し、十六年三月末日を委託期間としている。これまで設計者と二十五回協議を重ね、調整を行ってきた。

協議するに当たり、学校・公民館・教育委員会各課で構成するワーキングでの協議、PTA、公民館の利用団体やまちづくり委員、地元町内会にも説明し、意見等も聞いてきた。

協議の主なもの、基本計画を基に、各団体からこれまで出された要望や意見等を参考にし、ハード面では施設の配置や冷暖房・給排水設備等について検討し、ソフト面では児童生徒の安全性の確保や施設の利用方法、施設の管理運営等について協議を行ってきた。

実施設計は詳細な設計となるため、さらに学校関係者などの意見を聞くなどして時間を要したことから、現在のところまだ完成していないが、できるだけ早い時期に、議会や市民の皆さんに説明していきたいと考えている。

また市のホームページや広報紙にも、実施設計の概要を掲載したい。

・ソフト面の工夫

問 複合施設としての効果を発揮し、世代を超えた多くの市民が活用できるソフト面の充実に、どのような工夫がしてある

のか。

答 この施設は、市民のために生涯学習・交流の場を創出することで、日常的に人々が集い、子供から高齢者まで生涯を通じて元気に豊かに活動できるようににぎわいに満ちた場を提供するために整備するものである。

学校教育の面では、地域の風が行き交う学校をモットーにし、市民のシンボルである亀山の自然や歴史・文化に学ぶなど地域を生かした教育を推進していきたい。

また社会参加意識の醸成を図るために、地域と協同し、ボランティア活動等を行うこととしている。

社会教育の面では「地域づくりは人づくりから」との観点に立ち、幅広い学習と実践活動を展開し、複合施設の特徴を生かして、学校との連携事業を推進していきたい。

スポーツの面からは、市民が



シビックセンター建設予定地

審 議 日 程

- | | |
|---------|---|
| 3日 | 本会議（会期の決定、副議長の選挙、各常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任、各特別委員会委員の補充、議案上程・提案理由の説明） |
| 4日～8日 | 休 会 |
| 9日 | 本会議（代表・一般質問） |
| 10日 | 本会議（一般質問） |
| 11日 | 本会議（一般質問、一部議案採決、各案件委員会付託、大野地区消防組合議会議員の補欠選挙） |
| 12日 | 常任委員会（産経建設） |
| 13日～14日 | 休 会 |
| 15日 | 常任委員会（産経建設・民生環境） |
| 16日 | 常任委員会（民生環境・総務文教） |
| 17日 | 常任委員会（総務文教） |
| 18日 | 特別委員会（市町村合併対策・総合交通対策） |
| 19日～21日 | 休 会 |
| 22日 | 常任委員会（産経建設・総務文教）、本会議（各委員長報告、質疑・討論・採決、市会案上程・採決、特別委員長報告） |

○国道一五八号砂山トンネルについて

問 砂山トンネルは登りこう配の上、四車線から二車線と急に狭くなり危険であるため、早期に四車線にする必要があるのではないか。

答 国道一五八号は、福井市を起点として、美山町・大野市・和泉村を経由して松本市までの本県と東海中部圏を最短距離で結ぶ二百四十六キロの広域幹線道路である。

また福井市との人や物の交流は極めて多く、通勤・通学など日常生活や地域振興・防災・救助活動に欠かすことのできない

重要路線である。

平成十一年秋に中部縦貫自動車道油坂峠が開通したことや、市内の国道沿線に大型店舗が開店したことなどから交通量が年々増加していて、現在二車線の砂山トンネルがネックとなっている。

このため県では、十四年度から十六年度にかけて地質調査と概略設計を実施し、この結果を基に整備方法について地元と協議に入る予定であるが、事業着手に至るまでには、若干の期間を要するものと思われる。

今後、地元や関係機関との調整に協力しながら、あらゆる機会を通じて早期四車線化への事業着手に向け、最善の努力をしていきたいと考えている。

○学校評議員制度について

問 学校評議員には、地域の人たちから選任するのではなく、学校の先生のOBでグループを作つて、先生たちの相談や指導をすべきでないか。

答 平成十二年に学校教育法施行規則が改正されて、学校評議員を置くことができるようになった。

また十四年には、小・中学校設置基準の法律が制定され、学校の教育活動を自ら点検・評価を行い、その結果を公表することが努力義務化された。

このような背景の下、家庭・地域・学校が連携し、より一層地域に開かれた学校づくりを進めることが求められ、児童・生徒の健やかな成長を図るために市教育委員会では、十六年度から全小中学校に学校評議員制度を導入することにした。

学校評議員は、校長の推せんに基づき教育委員会が委嘱し、学校長の求めに応じて、学校の教育目標や地域との連携の進め方、校長の行う学校運営について意見や助言をすることが任務となっている。

そのためには、できる限り幅広い分野の人たちから、意見を聞くことができるよう運営していくことが重要である。

当制度の導入によって、家庭・地域・学校が手を携えて特色ある学校づくりを進め、地域ぐるみで子供たちの健全育成への取り組みが活発化することを期待したい。

このため校区内の実情や児童生徒の実態に詳しい人、連携を深めていきたい団体への依頼などは、欠かせないものである。

また幅広く意見を求め、よりよい学校運営を進めるとの観点から、教職員OBも含めて、校区外からも教育に対して高い識見を持った人などに依頼していくことも考えている。



議案の審議結果 3月定例会		
議案	件 名	結 果
1	平成16年度大野市一般会計予算案	原案可決
2	平成16年度大野市国民健康保険事業特別会計予算案	原案可決
3	平成16年度大野市老人保健特別会計予算案	原案可決
4	平成16年度大野市簡易水道事業特別会計予算案	原案可決
5	平成16年度大野市農業集落排水事業特別会計予算案	原案可決
6	平成16年度大野市下水道事業特別会計予算案	原案可決
7	平成16年度大野市介護保険事業特別会計予算案	原案可決
8	平成16年度大野市水道事業会計予算案	原案可決
9	大野市子育て支援施設設置条例案	原案可決
10	大野都市計画フォレストタウン大野地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例案	原案可決
11	大野市部設置条例の一部を改正する条例案	原案可決
12	大野市情報公開条例の全部を改正する条例案	原案可決
13	大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決
14	大野市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決
15	大野市手数料条例の一部を改正する条例案	原案可決
16	大野市財政調整基金設置条例の一部を改正する条例案	原案可決
17	大野市公民館設置条例の一部を改正する条例案	原案可決
18	大野市立保育所設置条例の一部を改正する条例案	原案可決
19	大野市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決
20	厚生基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例案	原案可決
21	平成15年度大野市一般会計補正予算（第8号）案	原案可決
22	平成15年度大野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）案	原案可決
23	平成15年度大野市老人保健特別会計補正予算（第3号）案	原案可決
24	平成15年度大野市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案	原案可決
25	平成15年度大野市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）案	原案可決
26	平成15年度大野市下水道事業特別会計補正予算（第3号）案	原案可決
27	平成15年度大野市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）案	原案可決
28	平成15年度大野市水道事業会計補正予算（第3号）案	原案可決
29	専決処分の承認を求めることについて（平成15年度大野市一般会計補正予算（第7号））	承認
市会案	件 名	結 果
1	議案第1号平成16年度大野市一般会計予算案のうちシビックセンター建設事業に対する決議	原案可決

○道路問題について

・西部アクセス道路

問 主要地方道武生大野線が国道に昇格し、そのバイパス道路が計画されてから十年以上経過しているが、地元や地権者、県等の折衝状況はどのようなになっているのか。またいつ解決するのか。

答 平成五年四月に、主要地方道武生大野線が国道四七六号に昇格した。県ではそのバイパス道路として、犬山地区のほ場整備に合わせて、五、六年度に国道一五八号から赤根川間を西部アクセス道路予定地として約九千平方メートルを買収している。

その後、九年策定の大野市都市マスタープランでは、西部アクセス道路を、まちなかへのアクセス景観軸として重要な幹線道路であると位置付け、亀山南をう回することとした。

そして、十四年策定の亀山周辺整備基本計画では、本道路は重要な事業であるため、道路計画の基本的な考え方、整備方針等を示している。

これまで本道路の地元交渉は、当市のまちづくりという観点から、市独自で幾度と沿線住民と話し合いを続けてきたが、

市民からの要望が高い事業であるため、昨年の秋からは道路管理者である県とも共同で地元説明を行っている。

道路計画を具体的に推進していくためには、沿線関係者の合意形成がなければ前進はないが、話し合いでは道路計画の根幹的な議論が常に繰り広げられていて、いまだ沿線住民の合意は得られていない。

一方、国においては道路行政運営の説明責任を徹底するため、道路に関する情報やデータの公開、事業の透明性の確保や地元意見の反映などのため、市民参画型道路計画プロセスの導入など、開かれた道路行政を目指すとしている。

県においても、十六年度以降に新規に着手する改良系の事業は、原則として「道づくり協議会」を設置し、住民の意見が計画に十分反映された住民主体の事業として、円滑に推進することを制度化している。

現在、県と市でこのようなことも視野に入れ、過去の経緯を踏まえながら、今後の取り組み



について協議しているところであり、今まで以上の連携を図りながら、問題解決に向けてまい進していきたいと考えている。

・中保中野大橋線

問 中部縦貫自動車道の永平寺・大野間や国道一五七号バイパスができたとき、中保中野大橋線は市内を結ぶ道路として重要になってくるが、この道路の進捗よく状況はどうか。

また計画線上にある北陸電力との話し合いは、どうなっているのか。

答 当該道路は、中部縦貫自動車道大野インターチェンジからの交通を受け止める国道一五七号大野バイパスから市街地へのアクセス道路として、また富田・阪谷・六呂師方面および和泉村方面とを結ぶ、市街地内の東西軸となる大変重要な幹線道路である。

計画決定の際には地元説明会等により、その必要性について沿線関係者の理解を得ている。

今後、事業認可が得られる段階では、現在の住居専用地域に幹線道路が通過することにより、悪影響を及ぼすことが憂慮されるため、住環境を保護しながら他の適正な用途地域に変更することや、この道路により分断される生活道路への配慮など、沿線関係者と協議し、理解を得たいと考えている。

また計画線上に位置する北陸電力株式会社福井支店大野電力部の移転については、毎年、着手時期などについて情報交換を行っている。

そして施行については、国道一五七号大野バイパスの進捗よく状況をにらみながら、事業効果が発揮できる時期には、着手できるように努力したい。

・国道一五七号バイパス

問 国道一五七号バイパスの用地買収・物件移転について、スピード化が望まれるが十九年完成に間に合うのか。その対策があるのか。

答 国道一五七号大野バイパスは、十二年度に県の事業として着手し、十三年度から用地買収・物件補償を進めている。

現在の進捗よく状況は、用地測量が完了している南新在家から中保の株式会社コープテラルまでの区間について、用地買収の対象面積約七万五千平方メートルのうち、契約済み面積は約二万八千五百平方メートルで、用地買収率は三十八割である。

また物件補償については対象件数が二十五件で、契約済み件数は十四件、契約率は五十六割である。

十五年度予算は六億五千万円



国道157号バイパス建設計画地

で、横枕・堂本・中保を中心に用地買収・物件補償を行っており、十五年度予算の執行率は約九十六割である。

十六年度の事業計画では、事業費は本年度と同規模を要望中であり、南新在家などの地係における用地買収・物件補償を行う予定をしている。

工事については、用地買収済みの宅地や事業所の一部で土地利用上支障のある箇所について、官民境界に側溝を整備する予定である。

今後も用地買収・物件移転のスピード化のために、地権者と鋭意交渉を進めるとともに予算獲得に努め、県と地権者との調整に努めていきたい。

○業務の民間委託について

・行政のスリム化

問 行政業務の民間委託・管理は、競争原理に基づき入札制に、コストダウンを図るべきでないか。また今後、少子・高齢化社会で介護・援護体制づくりの財源が必要であり、委託化をより一層推進すべきでないか。

答 市では最小の経費で最大の効果が上がるよう、簡素で効率的な行政システムを目指して、昭和六十年から行政改革に取り組んでいる。ゴミ収集業務は現在三社に委託し、全体の六十七割に達している。

またスクールバス運行業務や学校の施設管理員業務の一部について民間委託しているが、スクールバス運行業務は、千百万円程度の経費が削減され、現在

のところ市民から苦情はない。今後は、公園緑地管理事務の見直しや除雪作業の民間委託の推進に取り組みたい。

また学校給食調理業務の民間委託についても、検討を進めている。

三位一体改革が推進される中で、これまでの地方交付税や国庫補助金と同程度の財源を確保することが困難な状況では、行政改革は前倒ししてでも進めなければならぬ課題である。

今後、行政と市民がお互いに厳しい状況を理解し合い、制度や仕組み、事務事業の見直しを図り、行政効率を高めるとともに行財政運営のスリム化を進めていく努力が大切である。

・公共施設の民間委託

問 大野有終会館・エキサイト広場・あつ宝んど・文化会館などを施設管理公社へ管理委託しているが、和泉村との合併問題があるため、同村の公共施設の

維持管理についても検討・精査する必要があるものの、自治体の財政悪化が進む中、一部公共施設の管理運営を民間に委託する考えはないか。

答 平成九年四月に、効率的な施設運営と施設利用者へのサービス向上を目的に、大野市公共施設管理公社を設立した。

現在、公社に管理運営を委託している施設は、いずれも公共性が高く、採算が取りにくい施設である。

あつ宝んども、市民の健康づくりや福祉増進を考えた施設であり、公社に委託することにより、市の施策と連携した市民サービスが提供できるなどのメリットがある。

このようなことから、当面は公社で管理運営を行っていきたいと考えているが、和泉村との合併を進める中で、行政改革の観点から効率的な施設管理ができるよう、民間委託も視野に入

れながら検討していく必要があると考えている。

○公共施設について

・道の駅

問 市は「道の駅」の整備計画を取り上げる考えがあるのか。

答 過去に一度、県において道の駅の整備要望調査があったが、当市においては、具体的な建設場所や整備概要が定まっていなかったため、要望は見送ったいきさつがある。

道の駅整備については登録制となっていて、市あるいは市内の公益法人が道路管理者とともに進めることとなるが、完成後の維持管理・運営についても市あるいは市内の公益法人が行うことになる。

このためその登録に当たっては、整備の在り方や用地確保に加えて、維持管理運営の主体等、検討すべき課題が多くなる。

さらには和泉村との合併も考慮し、道の駅九頭竜の管理運営も視野に入れる必要があり、既存施設でも要件を満たせば道

の駅として登録可能なことも併せて考慮する必要がある。

市として、道の駅設置の必要性は認識しているが、整備の可能性やメリット・デメリットを研究しながら、慎重に見極めていくことが重要であると考えている。

・郊外型トイレ

問 昨年三月に郊外型トイレについて質問し、「検討する」との答えだったが、どのような検討を行ったのか。

答 昨年五月に郊外型トイレ整備について、環境保全や快適性・管理・コストなどについて民間の研究団体からアドバイスを受けるなど、設置場所や用地の問題、設置後の維持管理等も含めて先進地の事例やその在り方について研究した。

現在のところ郊外型トイレの設置のみではその効果が薄く、道の駅のような施設を含めた休憩所と駐車場、市内観光や道路の案内機能も備えた総合的な便益施設として整備する方が、観光振興や地域活性化の効果が高いと考えている。

郊外道路網の整備状況、さらには住民や観光客のニーズも踏まえながら、当市の特性を生かした整備計画について、総合的な検討を重ねていくことが必要であり、今後さらに研究を続けていきたいと考えている。

各常任委員会・議会運営委員会委員を改選

任期満了に伴う各常任委員会・議会運営委員会委員の改選が行われ、新しい委員の構成が次のように決まりました。

◎は委員長 ○は副委員長

総務文教常任委員会

◎ 幾山 秀一 ○ 笹島 彦治
島口 敏榮 牧野 勇
本田 章 米村 輝子
常見 悦郎 松井 治男

産経建設常任委員会

◎ 竹内 安汪 ○ 藤堂 勝義
川端 義秀 山本 夫郎
寺島 藤雄 砂子
榮 正夫

民生環境常任委員会

◎ 松田 信子 ○ 宮澤 秀樹
松原 啓治 兼井 大
谷口 彰三 浦井 智治
畑中 章男

議会運営委員会

◎ 常見 悦郎 ○ 幾山 秀一
松原 啓治 兼井 大
竹内 安汪 砂子 三郎

総合交通対策特別委員会委員の補充と委員長の互選

◎ 牧野 勇

市町村合併対策特別委員会委員の補充と委員長辞職による互選

◎ 島口 敏榮

大野地区消防組合議会議員の補充選挙

当選 島口 敏榮



寺島副議長

副議長に 寺島藤雄氏が当選

3月定例会の初日に、島口敏榮副議長の辞職に伴う選挙が行われ、寺島藤雄氏が当選しました。

○水利権の見直しについて

・地下水への影響

問 三十年に一度の真名川の水
利権更新により、真名川の水量
が増えることになるが、名水の
町大野の地下水にどのような影
響があるのか。

答 当市では平成十三、十四年
度の二カ年にわたり、市街地の
地下水への影響について、地下
水総合調査を実施した。

調査の結果、真名川以西の地
下水かん養量は、河川からのか
ん養が全体の約四十割を占めて
いて、大野盆地の地下水かん養
に真名川が大きく関与している
ことが明らかになった。

また調査では、大野盆地内の
地下水のかん養や流動に関し
て、地下水シミュレーションモ
デルを作成しているが、このモ

デルを用いると、真名川におい
て毎秒三リットルの流量が確保され
た場合には、上庄地区で二リットル以
上の水位上昇効果があると予測さ
れる。

このことから今回、毎秒〇・
三九リットルが増量することで、地下
水位の上昇効果が十分期待でき
ると考えている。

・冬期間の地下水環境改善

問 市民の節水努力はもちろん
必要だが、地下水調査の結果か
ら、水位低下の大きな原因
は、別の所にあるように思われ
るがどうか。

答 これまで条例で抑制地域を
設けて、地域内の融雪装置への
地下水使用を禁止するなどし
て、冬期間の地下水の保全を
図っている。

これと時期を同じくして、市
南部に位置する木本扇状地の水
田地帯を中心に、本来は水を張
らない冬期間に、土地改良区や
地元農家の協力を得て、田に水

を張って地下に浸透させる「水
田たん水事業」を継続して実施
してきた。

当事業は、十四年度までは十
一月から翌年二月までの四カ月
間実施していたが、今年度は関
係者の協力により十月から翌年
二月までと、一カ月間長く実施
している。

今後は、現在策定中の地下水
保全管理計画に基づき、冬期間
の水源かん養や地下水保全対策
についてさらに各施策を展開し
ていきたいと考えている。

・「水辺の楽校」等への影響

問 農業用水や市街地への流量
はどう変わるのか。そして河川
の環境や下流域で現在取り組ん
でいる水辺の楽校への影響はど
うなのか。

答 今回の増量によって農業用
水利権への影響が懸念されるた
め、県に対し農業用水水利権の更
新时期に合わせ、二度にわたっ
て発電用水水利権の更新を依頼す
るなど、農業用水水利権への影響
がないよう十分配慮した。

また異常渇水時には、関係者
が集まり対応を協議することも
合意している。

このように、今回の河川流量
の増量に際して、農業用水やそ
れに関連する市街地への水量の
減少についての懸念は、まった
く無いものと思っている。

さらに「真名川水辺の楽校」

については、好影響が期待され
ていて、中州や河原を整備する
部分を中心に、現状のまま残す
部分も含めて増量前と比較しな
がら、今後、生物調査をしてい
く予定である。

・鳴鹿大堰（なるかおおぜき）からの取水毎秒〇・一リットルの活用

問 当市の水利権を実際に活用
するために、クリアしなければ
ならないハードルは何か。

答 鳴鹿大堰完成に伴い、財産
権としてのダム使用権が設定さ
れ、水利権利用が可能となった
が、現在、大野市の水道水の需
要は切迫した状況には無く、ま
たこれまで福井市が笹生川ダム
に持つ水道用水水利権との水源振
り替えを前提としており、直ち
に利用する状況にはない。

なお鳴鹿大堰は、既得権のあ
る堰下流の農業用水のほか、特
定多目的ダム法で、その水利権
が工業用水・発電用水・水道用
水に限られていて消雪用や雑用
水への使用はできないため、現
在、国土交通省近畿地方整備局
と使用方法などについて協議を
重ねている。

今後、早い段階に有効活用で
きるよう、引き続き努力してい
きたい。

・九頭竜川上流の河川環境改善

問 下打波発電所の発電水利権
の許可期限は今年三十一日で、
西勝原第二発電所の発電水利権

の期限は、来年の三月三十一日
となっている。ともに現在維持
流量の設定がない状況である
が、その状況や今後の方針を聞
きたい。

答 市内の九頭竜川水系には、
十二カ所の発電所があり、それ
ぞれ水利権が設定されていて、
順次、更新時期を迎えている。

近い所では、今月末に下打波
発電所の水利権更新があり、下
打波本流ダムから下打波発電所
までの約四・四キロメートルの区間が水
の少ない区間となっていて、現
在、国土交通省に対し、流量の
確保を要請している。

今後、必要な河川については
発電用水水利権の更新等の機会を
とらえ、水利権者の理解を得な
がら、流量の増加に向け努力し
ていきたい。

また九頭竜川の水資源の有効
活用については、河川管理者や
水利権者などの関係者間におい
て、常日ごろから情報や意見の
交換を行い、相互の意思疎通を
図ることも必要であると認識し
ている。



○上庄堆肥（たいひ）センターについて

・県農業公社の責任

問 今議会に上庄堆肥センターの改善費として、四千九百五十万円計上しているが、この改善費用に対し県支出金は千万円で、残り三千九百五十万円は市の一般財源である。

この事業は県農業公社が発注者であり、本来、すべて県費で実施すべきでないか。

答 平成十年一月に上庄堆肥センターが完成し、本格稼働に向けて試験運転を開始したが、スラリー移送ポンプや固液分離機などが設計どおりの処理能力が発揮されなかった。このため事業主体である福井県農業公社や建設請負業者と協議を行い、事業主体の責任において、機械の取り換えや手直しを幾度となく行い、数千万円の経費を掛け施設の改善を図ってきた。

しかし、堆肥の完熟度が若干劣っていたことや施設の維持管理経費が多額になることなどから、十三年十二月、テラル越前農協や酪農組合など関係団体で構成する「大野市有機堆肥製造施設改善協議会」を構築して、これらの問題を解決するために協議を重ね、十五年十二月に同

改善協議会において、密閉式縦型発酵装置を導入することに決定した。

密閉式縦型発酵装置で、乳用牛八十頭分のスラリーを一次発酵させ、製造された堆肥を水分調整材として、残りのふん尿・もみ殻と混合し、堆肥化を図りたいと考えている。

十六年度当初予算では機能強化に係る経費として四千九百五十万円をお願いしている。

県に対しては、これまでも再三にわたり事業要望も行って、また県農業公社へも、より高率な補助が受けられるよう側面からの協力を要請している。

今回の改善は、水田園芸生産基盤整備事業で取り組み、事業費の上限額が三千万円、県補助金を千万円受ける計画であるが、県に対しては、引き続き、高率の補助が受けられるよう要望を続けたいと考えている。

・農家が満足する堆肥

問 改善工事が完了した後、農家が満足する堆肥ができるか。

答 製造される堆肥は、発酵温度が六十度以上に上昇し、今までもよりも含水率が低く、良質な

※1 スラリー
液体と固体が混じり、状態が混じった状態。

堆肥が製造できるものと確信している。新しい

施設の稼働は十六年十月を予定して、管理運営については、現在、畜産農家四戸で農事組合法人を立ち上げて、この法人が中心となつて行う予定である。また製造した堆肥の出荷については、来年の三月ごろになる予定である。

○市制五十周年記念事業について

・記念事業の考え方

問 市制五十周年の記念事業の考え方や意とするところは、どのようなことか。

答 本年七月一日に、市制五十周年を迎えるに当たり、市民と共に祝福し、また「力強く・やさしく・美しく」を基本理念に、未来に飛躍する「自然と人とが調和しともに創り育てる名水のまち大野」の実現に向け、次の記念事業の開催を予定している。

まず、市の関係機関の代表と市政功労者を招いての記念式典や、北海道の三石町をはじめとする五市町による友好市町交流会を開催する。

また民意の反映の足跡として「議会たより縮刷版」の作製や、郷土愛を幅広くむことを目的とした「大野のあゆみ」改訂版の全戸配布を計画している。

・子どもサマーフェスタ事業

問 子供をテーマにした「おおの子どもサマーフェスタ事業」の取り組みや内容はどうか。

今後も子供をテーマとした事業を積極的に進めるとしているが、その取り組み内容は。

答 市の未来を担う子供たちを対象・テーマとした「おおの子どもサマーフェスタ事業」を夏休み期間中に実施する。

その主な事業は、まず兵庫県南淡町の中学生を招いて「人形浄瑠璃」を公演する。これにより、当市の子供たちの伝統文化の継承意識を高め、両市町の文化交流を深めたい。

また環境や科学について、興味や関心を深めることを目的に、参加体験型の「リサイクル塾」や「イトヨ塾」、科学体験として「チルドレンズ・ミュージアム」を開催する。

さらに当市出身の大相撲湊川親方が所属する二所ノ関部屋力士に二週間滞在してもらい、子供たちに日本の伝統的スポーツである相撲の体験や指導をしてもらうとともに、力士との交流により相撲競技の普及とまちのにぎわいの創出を図りたい。

そのほか子育て環境を見直す機会として、保護者や幼児教育関係者をはじめ、広く市民に参画してもらい、子育てをテーマに「みんなで考えよう21世紀の



子育て大討論会」を開催し、子育て支援や家庭教育の在り方について意見交換を行う。

これらの事業には市民だけでなく、市外の人たちにも参加を呼び掛け、交流の輪を広めたいと考えている。

このように子供や保護者に学習の機会と交流の場を提供し、「人づくり」の場とするともに、第四次大野市総合計画の重点プロジェクトである「学びの里」構想の一環と位置付け、これを契機に事業を継続して展開していきたいと考えている。

これらの記念事業を、多くの市民の参加で成功させるため、各関係機関団体に対し運営や参加への協力を呼び掛けるとともに、これを機に各関係機関団体においても、自主的に子供をテーマとしたイベントの企画を依頼したいと考えている。

○除雪車購入計画について

問 新年度予算の除雪車購入事業計画は、歩道の除雪車であつて交通弱者に対応するものでないかと聞か、障害者等の交通弱者への対応はどうするのか。

答 平成十六年度で導入を予定している小型除雪車は、除雪幅一畧のロータリー式で、主に歩道の除雪を充実するために購入するものであるが、歩道以外の狭小路線の除雪にも対応していきたいと考えている。

この除雪は車の通行を目的とするものでなく、道路脇に雪をたい積していくこととなるので、歩行者が通れる程度の除雪方法となる。

小型除雪車の導入により、狭



小型除雪車による歩道の除雪

小路線のすべてをカバーできるわけではないが、地元の一了解を得ながら可能なところから実施していきたいと考えている。

なお十五年度では、市街地でこれまで除雪が実施できなかった幅員の狭い八路線で民間の小型除雪車を借り上げ、地元でのたい雪場所確保などの協力を得て、試行的に除雪を実施したところ、かなりの効果があった。

今後もうこうした狭い道路の除雪については、家屋や門扉などの状況、たい雪場所の確保、除雪方法等を検討し、地元協力が得られる路線から実施していきたいと考えている。

○おのの型食・農業・農村ビジョンについて

・空き工場の利用

問 市街地や郊外に相当の空き工場があるが、花きやコケ類などの栽培に利用できないか。

答 近年、景気の低迷により市内でも空き工場が目立つようになっている。

このような中、本年度から中挾地係の空き工場を活用して、菌床シイタケ栽培に取り組んでいる事例がある。

空き工場の活用については、その情報提供ができる体制を整備して、農業者から要望があつ

た場合、対応できるよう検討したいと考えている。



空き工場を利用したシイタケの栽培

・付加価値の高い青果の研究に対する補助

問 新おのの産業おこし事業は、商工関係の企業に対しての助成であるが、農業版として農家に助成できないか。

答 現在、地域の恵まれた自然条件や農家生活の中で培われた技術などの地域資源の活用や、農業者自らの創意工夫により、特色を持った高品質な農産物の生産の推進を図るため、大野市特定農山村総合支援基金を設置し、高収益・高付加価値農業の展開や多様な担い手の育成など、品種改良技術も含めたソフトの取り組みに関して支援を行っている。

これまでも「白山やまぶどう農園」や「花卉（かき）生産組合」に支援を行っている。

なお、この事業は、平成十七年度で終了するが、引き続き市単独での支援ができるよう取り組みたいと考えている

○農業の持続的な発展について

・食農・食育教育の推進

問 食農・食育教育の目的・教育的効果について聞きたい。

答 現在、学校における食に関する指導は学級担任を中心として、給食の時間に学校給食そのものを生きた教材として活用した指導が行われているほか、教科指導や学級活動、総合的な学習の時間など、学校教育全体の中で広く行われている。

しかし、そこで得た知識や判断力は、まだ子供たちの意識の中にあらず過ぎず、今後の学校教育では、子供たちに食に関する自己管理能力を身に付けさせるとともに、それを実践する力を持たせなければならないと考えている。

そのためには、食に関する専門的知識を持つ学校栄養職員等の指導力を、確実に生かせる取り組みが課題となってくる。

・地場産食材の活用と生産体制

問 安全・安心な地場産食材の学校給食への活用と生産体制の確立に向けた取り組みについて

聞きたい。

答 現在、地元農業者グループ等から供給された旬の地元産食材を利用した給食への取り組みを行っている学校がある。

子供たちへの教育効果が期待できるため、今後も取り組んでいきたいが、学校給食に地元産農産物を取り入れるためには、考えなければならない問題が数多くある。

例えば、地元産農産物は旬の提供が前提となるため、足りない食材については、流通業者からの納入に頼ることになり、流通業者抜きに学校給食を考えるとできない。

このような問題を解決するための新しい納入体制の取り組みとして、上庄小学校では、平成十六年度から地元生産者グループが商店を経由して学校へ食材を供給する予定となっている。

このシステムは上庄小学校独自のものです、旬の野菜を生産者が直接学校に納入できるという利点を残しながら、生産者の納入不可能なものは商店が納入するというものである。

学校給食に地場農産物を取り入れるという取り組みは、生産者・流通業者・学校の三者が協力することによって成り立つため、今後も話し合いを持ちながら、相互理解を深めていきたいと考えている。

○創造性と活力ある産業のまちについて

問 創造性と活力ある産業のまちづくりのために、今後有望な産業とは何か聞きたい。

答 最近の本市の産業別市内純生産による所得額と就業者数は、第一次産業が約二十四億九千万円で二千三百人、第二次産業が約二百九十八億千万円で八千五百人、第三次産業が約六百九億千万円で一万五千人となっている。市民生活の基となる所得額や就業者数は、第三次産業が最も多くて、近年伸びてきている。

第二次産業では、電気機械器具製造業が平成二年の製造品出荷額に対し、一・五倍近くの伸びであり、ここ十年で最も成長した産業部門として今後も発展が見込まれ、本市にとつては、最も有望な産業の一つであると考えている。

ほかにベンチャービジネスを中心とした新産業、とりわけＩＴを背景とした情報サービス・調査業や社会情勢を背景とした環境産業・シルバー産業などが、情報化時代に適応した魅力ある分野であることや、小資本で起業が可能なことなどから、成長が期待できる産業であると考え

ている。

そして本市の良質な地下水を活用し蓄積された伝統技能などが生かせる産業として、まちなかに点在する酒・菓子などの食品を中心とした食料品製造業も本市に適した産業であると考えている。

また中部縦貫自動車道や東海北陸自動車道などの整備に伴って、中部・東海経済圏と北陸経済圏とをつなぐ中継地としての道路・貨物運送業や倉庫業、運輸に付帯するサービス業も、将来有望な産業ではないかと考えている。

市は有望な産業の育成や誘致に努めるとともに、その支援策に取り組んでいるが、特定の業種に偏らない幅広い産業の育成や誘致も、不況に強い産業構造の構築につながり、大切なことであると考えている。

今後も産業支援については、産業支援センターなど関係機関の意見も参考にしながら、魅力ある商業、地域と調和した工業など、創造性と活力ある産業の育成に努めていきたい。

○三位一体改革について

問 三位一体改革による国庫補助負担金・地方交付税の削減に

より、予算編成にどのような影響があるのか。

答 この改革による本市の平成十六年度当初予算への影響は、公立保育所の運営費や介護保険事務費等に係る国庫補助負担金等の削減額は一億円余りに達するのに対し、これに対応して移譲される所得譲与税は六千五百万円にとどまっている。

さらに、地方交付税は前年度交付見込みよりも約三億三千万円、臨時財政対策債は約二億五千万円減少するなど非常に厳しい内容になっている。

歳入確保に苦慮する厳しい財政状況の下ではあるが、市民ニーズや少子高齢社会に的確に対応し、第四次総合計画に基づいたまちづくりを着実に推進するためには、重点推進事業への優先的な予算配分を行う必要がある。

このため歳出全般にわたって削減に努めるとともに、事業に合わせて特定目的基金や財政調整基金の取り崩しを行うことによつて必要な財源を確保した。

現時点では、十八年度までの三位一体改革の具体的な内容が決定されていないなど、先行きに不透明な要素が多く、財政見通しが立てにくい状況にあるが、今後も国庫補助負担金や地方交付税等の削減が予測されるので、国等の動向に十分留意し

ながら財政調整基金の適正な運用に努めていきたい。

○情報公開条例について

・文書の保存期限

問 公文書を、実際の事務が終わったその場で書類を廃棄した場合、その書類の公開を求めることができない。最低限の保持期間を明示する必要があるのではないか。

答 市民参加の開かれた市政の推進や、住民自治の発展と市民の知る権利の保障に資するため、本市は平成九年十二月に県下七市で二番目に、情報公開条例を制定し、翌十年度から情報公開制度を実施している。

最近のＩＴ推進に伴って、情報が迅速かつ大量に処理されるようになったことや、行政機関などが保有する大量の個人情報などを適正に取り扱うために、昨年五月、国において「個人情報の保護に関する法律」など五法案が制定されたことを受け、本市でも昨年十二月に大野市個人情報保護条例を制定し、本年四月施行に向け、事務手続を進めている。

このような国の情報公開制度や個人情報保護制度を基本に、本市の個人情報保護制度との整

合性を図るため、大野市情報公開条例の全部を改正する条例案を今議会に提出した。

この中で公文書の定義について規定しているが、文書の保存期限については、大野市文書管理規程の中で規定している。

文書の保存期限は、文書事務執行に関するものであるため、文書管理規程に定めることで十分な履行が担保されていると考えている。

・慣行の定義

問 この条例中、個人情報の定義で「慣行として公開されている」という表記と、個人情報保護条例の「慣行として知ることができ」という表記には、大きな隔たりがある。

これらの「慣行」とは、具体的にどのようなものを想定しているのか。

答 この「慣行」の定義については、慣習法といった法的根拠を要するものでなく、事実上の慣習として「本人が知ることができ、又は知ることが予定されているもの」である。

具体的な対象としては、例年作成している職員録が該当すると考えているが、本条項の適用については、個人情報为非公開であるという大前提の下に、社会情勢の変化を十分見極めて適用していくことが必要と考えている。

○児童虐待防止と早期発見について

・実態把握

問 実態把握の状況はどうか。

答 当市の児童虐待に関する実態把握は、民生委員や保育関係者、地域からの相談・通報により把握することになっているが、現在のところ、具体的な虐待に関する通報等は受け付けていない。

しかし全国的に虐待事例が頻発していることを踏まえて、児童の日常の状況を把握している学校・幼稚園・保育所とより密接な情報交換に努めていきたいと考えている。

・市民啓発

問 市民啓発はどのようにしているのか。

答 虐待の早期発見と防止のため、市報への掲載を行うとともに、子供への虐待防止に関するハンドブック等を民生委員など関係者に配布し、予防体制の強化を図っている。

・家庭児童相談

問 家庭児童相談の内容・件数・対応策について聞きたい。

答 毎月第二火曜日の家庭児童相談日に、市の家庭児童相談員と県総合福祉相談所のケースワーカーが共同して、相談業務

や、支援を必要とする家庭へのアプローチとして家庭訪問を行い、これ以外の日は、市の福祉事務所で家庭児童相談員が、随時、相談受付を行っている。

平成十五年度の相談件数は、

十二月末現在で、延べ三百六件あり、その内訳は児童の養育など環境条件に関する相談が十三人で延べ百七十件、家族関係に関する相談が八人で延べ六十八件などとなっている。

今後も関係機関と緊密な連携を図りながら、より相談しやすい環境づくり・体制づくりを推進していきたい。

・ネットワーク会議

問 児童虐待防止ネットワーク会議の設置・運用・メンバー構成について聞きたい。

答 十三年に警察署・小学校・幼稚園・保育所・児童館・民生委員等の参画による子供安全ネットワークを構築し、随時、相互間での連携や情報交換などを行っている。

今後、地域社会から孤立しがちな家族に、関係者による積極的な声掛けが行われるよう、保健センターの母子健診、医療機関での診察時の関連情報や民生児童委員・主任児童委員等からの情報が早期の段階で得られるよう、子育てにかかわりのある関係機関や団体などと協力・連携し、児童虐待防止に向けて体

制の強化を図っていきたい。

○十五年度における要介護認定者と介護予防のパワーリハビリの現状について

・要介護認定者の状況

問 当市における要介護認定者の数はどのような状況か。

答 平成十五年十一月末現在の要介護認定者数は千二百九十二人で、介護度別の内訳と介護サービス利用者数は別表のとおりである。なお医療機関へ入院しているなどして、介護サービスを利用していない人は百五十三人である。

十四年十一月末現在と比較すると、認定者数が八十人、居宅サービス利用者が九十五人それぞれ増加していて、認定者全体に対する介護度別の割合では、要支援と要介護三、四の認定者の伸び率が高くなっている。

また十五年十一月末現在の六十五歳以上の認定率は、十二・八割で、一年前より〇・六ポイント伸びていて、高齢化が進む中で、要介護高齢者は増加する

※2介護度別の内訳

・要支援	92人
・要介護1	382人
・要介護2	234人
・要介護3	185人
・要介護4	193人
・要介護5	206人

介護サービス利用者数

・居宅サービス	777人
・施設サービス	362人

ものと予想している。

※3パワーリハビリの現状

問 当市においては、介護予防に効果を上げるパワーリハビリの現状はどうなっているのか。

答 パワーリハビリが、高齢者の介護予防に大変効果があることは承知している。

しかしパワーリハビリを実施するには、事業を安全に、また効果的に行うために、専門的な指導者の配置やトレーニング機器の整備などが必要である。

また事業開始前に、参加者の適切な容態把握と評価、個別プログラムを作成を必要とし、事業終了後も継続して運動できるようにフォローアップするなど、きめ細かいサービスの提供が求められることから、介護予防に取り入れることは、今後の課題として研究していきたい。

当面、介護保険制度で要支援・要介護認定を受けた高齢者に対しては、通所リハビリテーションや訪問リハビリテーションを利用することにより、要介護度の悪化を防止するとともに、要介護認定に至らない高齢者に対しては、介護予防教室・ふれあいサロン・健康教室など

※3パワーリハビリ

パワーリハビリテーションの力の強化、筋力・体力の向上、バランスの回復、低周波電流による筋力トレーニングなどの効果的な実施を行う。

への参加を勧めて、介護予防の充実を図っていきたい。

○福祉バスについて

問 保健・医療・福祉の連携や教育委員会・学校の連携が地域とつながりを持つてくると、福祉バスなど柔軟な集団移動体系が必要になるのではないか。

答 昨年の十二月議会では、「難病患者が、個人で集会等へ参加する場合の交通手段」についての質問に対し、「身体障害者移動用リフト車や福祉タクシーのサービスをご利用いただきたい」と答弁した。

しかし特定疾患のある人たちがサークル活動のためにリフト車を利用しようとする場合、集団では利用がでない。

本市の昨今の厳しい財政状況の下では、勝山市のように福祉バスを運行することは、困難であると考えている。

当面、特定疾患のある人たちのサークルが、県レベルの大会等へ集団で出場する場合については、市内の各障害者の協会等が利用しているように、老人福祉センターの送迎バスを活用できるよう、管理委託先である大野市社会福祉協議会と調整していききたいと考えている。

○入札監視委員会について

問 指名競争入札の適性化と行政の透明性確保のため、公正入札調査委員会の調査マニュアルがあるが、これに沿った単純なチェックリストはあるのか。

また談合情報が時折報道されているが、より透明性を確保するため、住民代表による入札監視委員会を設置してはどうか。

答 市では大野市公正入札調査委員会設置要綱に基づき、平成十三年にこの委員会を設置し、談合情報があった場合には談合情報対応要領により、必要によりは公正取引委員会への通報、入札参加者に対する事情聴取等を行っている。

入札監視委員会の設置については、十三年四月に施行された「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」に基づき、「公正工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」の中で、各発注機関が取り組むべき努力目標の一つとして挙げられている。

この委員会は、指名参加資格の設定や指名の経緯等について審議し、意見の具申や勧告を行うことを主な目的としているが、現在のところ、全国で設置

している市町村はごくわずかと聞いている。

また県内の他市においても設置しているところはなく、今後、他市の状況等も見ながら取り組んでいきたい。

○大野・勝山地区広域行政事務組合のごみ処理施設建設について

・談合情報の調査

問 ごみ処理建設工事の入札について談合情報を受けて公正入札調査委員会を開催したが、委員会は「談合は存在しない」と断定した。十分調査せず入札を執行した行政の対応は、談合情報対応要領などの規定にも反している、行政の注意義務違反と言わざるを得ないが、どうか。

答 今年二月九日に執行した大野・勝山地区広域行政事務組合の、ごみ処理施設建設工事の入札については、二月六日までに五件の談合情報が寄せられた。当事務組合では談合情報対応要領に従い、二月七日に公正入札調査委員会を開催し、情報の分析や審議を行った。

審議の結果、いずれの情報も、談合の日時や内容が具体的にでないこと、複数の業者の名前が挙げられていたこと、その他、内容が事実と異なると認められるものが多いことなどが

ら、総合的に判断して、談合情報対応要領による対応は、必要ないものと判断した。

また入札執行後に再度公正入札調査委員会で協議したが、落札した神鋼環境ソリューションは、寄せられた情報の中に入っていた業者のうちの一つであるが、そのことから直ちに談合があったとみられるものではなく、落札額が寄せられた情報の額と、かなり異なっていることなどから、談合が行われたと判断しがたく、入札が適正に執行されたものと考えている。

「技術評価」の実績点が漏れていたことについては、誠に遺憾である。

原因調査のため、当事務組合の職員および委託業者から事情聴取を行ったが、いずれもそのような事実は認められず、原因は不明となっていて誠に申し訳なく思っている。

入札のやり直しについては、適正に入札が執行されたものと考えており、また三月五日の当事務組合議会において、ごみ処理施設建設の関連三議案について、原案のとおり可決されているので、入札のやり直しは必要ないと考えている。

・JV（共同事業体）発注

問 地元業者と県外の大手会社とのJV発注はできなかったのか。

答 ごみ処理施設やし尿処理施設などを建設する場合、一般の建築工事や土木工事とは違い、その施設を扱う専門のプラントメーカー以外の者が細かく積算することや設計書・図面などを作成することはできない。

そのためごみ処理施設建設を発注する場合、施設に係る条件やその内容を細かく記載した「発注仕様書」を作成し、その仕様書をプラントメーカーに提示して入札を行うという、機能発注方式をとっている。

このような施設は建物よりも、その中身である「ごみ処理施設」として必要なシステムや機械設備等の能力」が大切となってくる。

今回計画しているごみ処理施設では、ガス化溶融施設の処理能力は日量八十四ト、またリサイクルプラザの処理能力は日量三十一トの性能を保証させることが重要な要素である。一般的にこのような施設の発注については、全国の自治体のほとんどが、プラントメーカーへの直接発注の方法で行っているのが現状である。

・総合評価表

問 プラントメーカー総合評価表の作成者はだれか。

またこの総合評価表のうち採点基準の技術評価点の定め方はどうか。

答 プラントメーカー総合評価表は、当事務組合が施設の環境影響調査や施設計画の作成業務を委託している「日本技術開発株式会社」に当事務組合が作成させたものである。

また採点基準の技術評価点については、国庫補助事業の採択を受けるため、ごみ処理施設の発注仕様書に基づいて、プラントメーカーから施設の詳細計画である見積り設計図書を、あらかじめ提出してもらうが、この内容について、コンサルタントに細かく評価させたものが技術評価である。

プラントメーカーの選定に当たっては、まず稼働実績を重要とした。また施設稼働後の維持管理費についても一定の保証を求めたことから、会社としての評価、すなわち経営事項審査点数も稼働実績と同様に重要とした。そして技術革新の時代であることも考慮に入れ、さらに技術評価も加えた。

評価の方法や結果については、専門家であるコンサルタント会社から説明を受け、相談をしながら、管理者と副管理者二人、参事二人の五人でいろいろ検討を行い、意見が一致したため、稼働実績と経営事項審査に重きを置いて、技術評価をその半分とする今回の評価表の重み係数とした。

委員会報告

各委員会における協議事項・意見・要望等の趣旨について、それぞれの委員長からの報告は次のとおりです。

●民生環境常任委員会

○「あっ宝んど」について

高齢者に施設利用助成券等を交付しているにもかかわらず、施設利用者数が年々減少している。利用者のニーズをしつかり把握し、魅力ある施設の管理運営について検討されたい。

○国民健康保険事業について

保険事業は、国の負担金や加入者の保険税等で賄われているが、保険税を滞納している人や社会保険がないにもかかわらず国民健康保険に加入していない人も相当数見受けられ、健全な事業運営に努めるとともに納税の不公平性をなくす観点からも、極力滞納が少なくなるように努められたい。

○介護保険事業について

介護認定は医師の意見書とケアマネージャーの調査表に基づき行われるが、痴ほうなどの状態の調査は非常に難しく、調査する側の資質も認定に反映されてくる。認定の公平性を保つためにも、調査する側の資質向上

についてさらに努力されたい。

○公共下水道工事について

国の地方財政計画は地方に歳出総額の大幅な抑制を求めている、市の財源全体が圧迫することとを考慮し、事業の適正な執行を図られたい。

●産経建設常任委員会

○都市景観審議会について

新年度のシビックセンター建設工事について、今議会前に実施設計の概略が示され、その外壁はガラス張り構造で非常に斬新なイメージを受けるが、城下町の中心にある重要な公共施設としては、その風情にマッチするのかが危ぐされる。施設のデザインについてはぜひとも都市景観審議会に諮り、専門家からの評価が必要ではないか。

○上庄堆肥センターについて

当施設は現在その処理方式に行き詰まっているため、新年度には新たな処理方式で堆肥製造することとして予算計上している。当委員会は今会期中に新しい方式の所管調査を行い、一応妥当性を感じた。

しかし、施設の管理主体がJAから畜産農家グループに移行され、畜産農家には非常に大きな負担・責任がかかり、堆肥販売についても危ぐされるが、販売についてはJAが責任を持つ

との確約が得られたとの報告があったので、これを了とした。

●総務文教常任委員会

○税収の確保について

新年度予算においても市外の企業等に発注する事業費が多額になっているが、現下の財政状況を考慮し、多額の契約をする企業については、税収を確保するためにも、市内に事務所等の設置を働き掛けられたい。

○指定金融機関について

当市の指定金融機関は、昭和三十九年以来、一銀行に固定されているが、現在においては、複数の銀行が指定金融機関になっても不都合が生じることはないと考えられ、市民サービスをさらに向上させるためにも、今後考慮されたい。

○シビックセンターについて

シビックセンター建設事業費は、平成十六、十七年度で継続費として計上されているが、委託事業や工事請負の契約方法、議会に対する建設内容の説明不足等、納得できる説明が得られず、十五年事業の

基本設計・実施設計がまだにできずにいるのは、はなはだ遺憾であり、内容を精査して議会にかけるべきである。

このため、シビックセンター建設事業に対する決議案を今議会に提出することで意見が一致し、これら一連の予算執行に当たっては、当委員会の了承を得て行われたい。

●市町村合併対策 特別委員会

○議員定数について

合併協議会の小委員会において「和泉村の議員については、定数特例を適用せず在任特例を適用し、その人数を三人とする」との結論が出たが、これは法的拘束力はないが合併後の議会構成上、重要事項であり、大野市議会と和泉村議会による覚書の締結が必要である。

○合併協定項目等について

多くの部分で「大野市の制度

に合わせる」となっているが、これを機会に本市の制度も極力見直すとともに、両市村それぞれがこれまで以上の行財政改革に努め、なお一層の行政の効率化を図られたい。

●総合交通対策 特別委員会

○中部縦貫自動車道について

永平寺大野道路の大野区間では、このほど地元の了解が得られ、区間全域の幅杭設置が完了する予定であるが、道路財源等厳しい財政状況を受けて、国の道路整備に対する取り組みが非常に不透明な中で、一日も早く工事に着手できるように今後も積極的に取り組まれたい。

○市営路線バスと乗合タクシー

乗合タクシー試行事業のアンケート結果や各種データを十分調査・分析し、白山線等も含め、利用者に喜ばれる交通体系の在り方を研究されたい。

議 会 日 誌

◆1月

- 13日 会派代表者会議、林業活性化推進議員連盟研修会
- 19日 福井県市議会議長会臨時総会（福井市）
- 27日 会派代表者会議、議会運営委員会

◆2月

- 7日 大野・勝山地区広域行政事務組合議会議員全員協議会
- 10日 滋賀県守山市行政視察来訪
- 12日 全国市議会議長会評議員会
- 16日 産経建設・民生環境常任委員会協議会
- 23日 総務文教常任委員会協議会
- 25日 会派代表者会議、議会運営委員会、議員全員協議会、総務文教常任委員会協議会

- 27日～3月5日 大野・勝山地区広域行政事務組合議会議臨時会（和泉村）

◆3月

- 24日 大野地区消防組合議会議定例会
- 25日 大野・勝山地区広域行政事務組合議会議定例会

◆4月

- 9日 福井県市議会議長会定期総会（鯖江市）
- 21日 北信越市議会議長会評議員会
- 22日 同定期総会（福井市）